

## 名古屋サイクルクラブ会則

### 第1条 (名 称)

本会は、名古屋サイクルクラブ（以下「クラブ」という。）

### 第2条 (運 営)

クラブは、株式会社 J P F が運営し、事務所を名古屋事業所(名古屋市中村区中村町字高畑 68 番地)、クラブの練習場は、名古屋競輪場を主体とする。

### 第3条 (目 的)

クラブは、あらゆる年代の会員が自由に自転車競技に親しむことができる環境を整備し、会員相互の親睦を深め、健康維持・増進を目指すとともに、自転車競技の魅力を地域に配信し、幅広く自転車競技者層の拡大を図ることを目的とする。

### 第4条 (関係団体との協力)

クラブは、運営の円滑を図るため、関係団体の協力を仰ぐとともに、必要に応じ活動の一部を委託することができる。

### 第5条 (事 業)

クラブは、目的を達成するため会員を募り、次の事業を行う。

- 1 自転車競技の練習とそれに必要な体育・自転車の知識などを指導すること。
- 2 その他、目的達成に必要な事業を行うこと。
- 3 但し、部活動等の団体での活動は禁止とする。

### 第6条 (練 習)

令和5年度はバンク改修工事が行われるため、クラブは下記を基本として実施する。

バンク走行体験【令和5年4月～7月・令和6年2月・3月】

練習実施日および練習時間は、原則として（基本毎月2回）、基本13時00分から15時30分までまたは17時00分から19時30分までとする。尚、やむを得ない理由がある場合は、活動日及び活動時間、練習回数を変更する場合がある。

工事期間（令和5年8月～令和6年1月）については、月1回ローラー又はワットバイクを使用した練習を実施する。

また、プロ育成及びMTBアカデミーについては第13条（特記事項）に定める。

- (1) 悪天候等で走路使用ができない場合は、以下の条件で中止、もしくはその他の場所での練習に変更する場合がある。

ア 当日の午前6時現在「名古屋市」に警報（大雨、洪水、暴風、雷）が発表されている場合  
イ 指導が危険と判断した場合

- (2) 台風の接近やその他当日の明らかな悪天候が予想される場合、前日の段階で中止を決定する

場合がある。

(3) 15歳未満の入場は成年者の同伴を必要とする。

#### 第7条（会員ならびに心得）

- 1 会員とは、自転車を愛好する者で、参加規約及び参加申込書を提出し、当会が入会を認めた者をいう。なお、未成年の場合は保護者の承認を得るものとする。
- 2 会員は、自転車競技の練習に使用する機材等の貸与を受け、クラブが行う活動に参加することができる。
- 3 会員は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) クラブの諸規則を守り、係員の指示に従って行動すること。
  - (2) 貸与された機材等について、責任を持って管理をすること。
  - (3) 他の参加者に迷惑をかける走行をしないこと。

#### 第8条（機材の貸与及び取扱い）

- 1 会員は、クラブが行う活動の都度、次の機材の貸与（有料）を受けることができる。
  - (1) 競技用自転車
  - (2) ヘルメット
  - (3) その他練習に必要な機材（発走機等）  
※貸与できる競技用自転車・ヘルメットについては数に限りがあり、貸与できない場合がある。
- 2 会員は、機材の貸与を受けようとするときは、係員にその旨を申し出て指示に従うものとする。
- 3 会員は、活動終了後、機材の整備点検を行い、係員に返却するものとする。
- 4 会員は、貸与機材を使用するときは、次の事項を厳守しなければならない。
  - (1) 自転車の使用場所は走路又は室内練習所とし、その他の場所では使用しないこと。
  - (2) 自転車に乗車し練習するときは、必ずヘルメットを着用すること。
  - (3) レーサーシューズで走路内を歩かないこと。

#### 第9条（自転車傷害保険の加入）

会員は、クラブの練習日における事故・負傷に備え、傷害保険に加入するものとする。

#### 第10条（応急救護等）

- 1 会員が、クラブ活動の参加中に負傷、又は発病したときは、応急救護を行う。
- 2 傷病のために要する治療費は、会員の自己負担とし、クラブは負担しないものとする。  
活動中に発生した事故や怪我等については、クラブ内で加入する保険の範囲内のみでの対応とし、それ以外については一切の責任を負わない。
- 3 応急救護とは、本人が自力で歩くことができ、意識がはっきりしている状態での応急措置をいう。
- 4 応急救護後の通院、保険の対応等については会員自ら行うこととする。

### 第11条（会員資格の取消）

クラブは、会員に次の事項に該当する行為があったときは、会員の資格を取消することができる。

- 1 会則に定められた事項を遵守しない場合。
- 2 係員の指示に従わない場合。
- 3 会員としての名誉を著しく汚す行為があった場合。

### 第12条（個人情報の取扱い）

- 1 個人情報の取扱いについては、適切にクラブが管理する。
- 2 クラブは、よりよい活動を行うため、必要な範囲内において個人情報を関係団体等に提供する場合がある。この場合、提供先にはクラブが定める個人情報の取扱方法を遵守させ、クラブが提供先の個人情報の管理責任を負うものとする。

### 第13条（特記事項）

- 1 プロ育成については、プロ（競輪選手）を本気で目指す方のみが参加出来る。また、参加については、クラブ担当の競輪選手及び運営者が判断する。練習場所及び練習時間については、運営者が都度決定する。
- 2 MTBアカデミーについての会費はクラブの会費とは別に定める。また、会費内に保険料を含むこととする。また、練習場所、練習時間については、運営者が都度決定する。

附則この会則は令和5年4月1日から施行する。

## 名古屋サイクルクラブ参加規約

### 第1条（参加の承諾）

私は、名古屋競輪場、株式会社 JPF が主催する本クラブの活動について自己の意思と責任において、参加することを承諾します。

### 第2条（確認事項）

1 私は、本クラブ活動に参加するにあたり、健康上、問題がないことを保証します。万一、私が怪我をしたり疾病を発症したりした場合でも、クラブ運営・管理関係団体に対し、一切その責任や負担を問いません。

2 私は、本クラブのスタッフの指示に従って参加します。

3 私は、本クラブ活動への参加の結果、万一不利益（経済的損失に限られません）が生じた場合でも、一切その責任や負担を問いません。

4 私は、本クラブ活動への参加の結果、実施場所にある物品等その他（私の所有物であるか否かを問いません）に破損が生じた場合でも、一切その責任や負担を問いません。また私は、活動中、個人の所有物に対し責任を持ち、他の参加者及び主催者、関係者に、その紛失、破損等の責任を問わないことを承諾します。

5 私は、天災、事故等により、クラブ活動の中止または変更が生じても異存がないことを承諾します。

6 私は、今後、本クラブ活動において撮影を行った記録写真を広報(SNS等)に使用した場合や、演出、編集、放送、二次利用等を含むその他一切の使用について、私および家族親族、私が所属・加盟する団体等が、イベント運営管理関係団体および第三者に対して異議申立てや金品その他のいかなる請求もしないことを保証します。

7 私は、退会や休会を申し出た場合でも申込金の返金は請求致しません。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_